

## 経過措置期間延長のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてすでに販売中止のご案内をさせていただきました下記品目につきましては、令和 8 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 68号にて、経過措置が延長されましたので、謹んでお知らせ申し上げます。

尚、経過措置期間は令和 9 年 3 月 31 日をもちまして満了いたします。

今後とも弊社製品をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### ◆ 対象品目

販売名	規格・単位
ランドセン <sup>®</sup> 細粒0.1%	0.1% 1g
ランドセン <sup>®</sup> 細粒0.5%	0.5% 1g

#### ◆ 経過措置期間満了日

令和 9 年 3 月 31 日（令和 9 年 4 月 1 日以降は保険請求ができません）

以上